

○自動車運転代行業者等に対する処分の事務処理に関する訓令

(平成14年5月31日島根県警察訓令第25号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の規定に基づき行う自動車運転代行業者等に対する処分（以下「行政処分」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）をいう。
- (2) 令 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）をいう。
- (3) 規則 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）をいう。
- (4) 国土交通省令 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号）をいう。
- (5) 規程 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規程（平成24年島根県公安委員会規程第2号）をいう。

(認定)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第4条に規定する認定の申請を受けたときは、規則第4条の認定申請書の記載漏れの有無、令第1条に定める添付書類の有無等、形式的要件について確認し、適合するときは受理した上、速やかに進達するものとする。

2 署長は、認定申請書が形式的要件に適合しないときは、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。

3 交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、第1項の申請に対する認定があったときは、速やかに署長を通じて申請者に対しその旨を通知するとともに、認定証を交付するものとする。

4 交通企画課長は、申請により求められた認定を拒否するときは、申請者に対し、認定に関する通知書（様式第1号）を交付するものとする。

5 交通企画課長は、法第5条第4項の規定による協議をするときは、認定に関する協議書（様式第2号）に認定申請書の写し、国土交通省令第2条に定める書類等を添えて島根県知事に送付するものとする。

(認定証の再交付)

第4条 署長は、法第5条第5項の規定による認定証の再交付申請があったときは、規則第7条の再交付申請書の記載漏れの有無等、形式的要件について確認し、適合するときは受理した上、速やかに進達するものとする。

2 交通企画課長は、前項の申請に対する認定証の再交付を行うときは、署長を通じて申請者に認定証を交付するものとする。

(認定の取消し)

第5条 交通企画課長は、公安委員会が法第7条第1項の規定による認定の取消しをするときは、当該自動車運転代行業者（以下「代行業者」という。）に対し、認定取消処分通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 交通企画課長は、法第7条第2項の規定による協議をするときは、認定取消し等に関する協議書（様式第4号）を島根県知事に送付するものとする。

(変更の届出等)

第6条 署長は、法第8条第1項の規定による変更の届出があったときは、規則第9条の変更届出書の記載漏れの有無、令第3条第2項に定める添付書類の有無等、形式的要件について確認し、適合するときは受理した上、速やかに進達するものとする。

2 変更届出書の受理に当たり、当該届出書に係る変更事項が認定証の記載事項に該当するときは、当該認定証を併せて提出させるものとする。

3 交通企画課長は、法第8条第2項の規定による通知をするときは、変更届出に関する通知書（様式第5号）を島根県知事に送付するものとする。

(認定証の書換え)

第7条 交通企画課長は、前条の変更届出に際し、認定証の書換えを行ったときは、署長を通じて申請者に認定証を交付するものとする。

(認定証の返納等)

第8条 署長は、法第9条第1項又は第2項の規定による認定証の返納があったときは受理した上、速やかに進達するものとする。

2 返納された認定証は、交通企画課長が廃棄するものとする。

3 交通企画課長は、法第9条第3項の規定による通知をするときは、認定証の返納に関する通知書（様式第6号）を島根県知事に送付するものとする。

(指示)

第9条 交通企画課長は、法第22条第1項の規定による指示をするときは、指示書（様式第7号）を交付するものとする。

2 交通企画課長は、法第22条第1項後段の規定による通知をするときは、指示に関する通知書（様式第8号）を島根県知事に送付するものとする。

3 指示に至らない行為に対する注意を行うときは、注意書（様式第9号）を交付するものとする。

(営業の停止)

第10条 交通企画課長は、公安委員会が法第23条第1項又は第2項の規定による営業停止命令をするときは、営業停止命令書（様式第10号）を交付するものとする。

2 交通企画課長は、法第23条第3項の規定による協議をするときは、営業停止命令等に関する協議書（様式第11号）を島根県知事に送付するものとする。

(営業の廃止)

第11条 交通企画課長は、公安委員会が法第24条第1項の規定による営業廃止命令をするときは、営業廃止命令書（様式第12号）を交付するものとする。

2 交通企画課長は、法第24条第2項の規定による協議をするときは、営業廃止命令等に関する協議書（様式第13号）を島根県知事に送付するものとする。

(行政処分の公表)

第12条 交通企画課長は、規程第2条第1項の規定により行政処分を公表するときは、規程第4条に規定する行政処分公表書を備え付けて一般の閲覧に供するとともに、警察本部のホームページにその内容を掲載することにより行うものとする。

2 交通企画課長は、前項の規定による行政処分の公表（規程第2条第1項第2号に係るものを除く。）をしようとするときは、第5条第2項、第10条第2項又は前条第2項の協議に併せ、認定取消し等に関する協議書、営業停止命令等に関する協議書又は営業廃止命令等に関する協議書により島根県知事に対し公表の可否についても協議するものとする。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成17年4月26日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日島根県警察訓令第33号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

様式 [略]